

令和2年11月17日

教職員及び学生の皆様へ

学 長

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について（再徹底）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、9月8日付けで行動の自粛要請を行ったところであるが、全国的に新規感染者数が急増しており、「第3波」との指摘もされている。

このような状況に加え、これから、忘年会・新年会などの会食の機会が増える時期となることから、改めて9月8日付けで要請した内容を下記のとおり周知する。

教職員及び学生各位におかれては、内容に十分留意し行動願いたい。

記

1 会食等について

- ・ 家族以外の者との会食も可とするが、原則4人以下での会食とするとともに、会食時間も2時間以内を目途とするよう努めること。
- ・ 会食は、業界団体等に作成されている業種別ガイドラインにそった取り組みがなされている飲食店の利用に努めること。
- ・ クラスターが発生しているような施設（接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等）や3密のある場所の利用は控えるよう努めること。

2 国内での移動について

- ・ 移動の自粛要請は行わないが、今後、仮に、新規感染者数が増加した都道府県が発生した場合には、当該都道府県への不要不急の移動は自粛するよう努めること。

3 その他

- ・ マスク着用・手洗い・三密の回避を徹底すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と接触した場合は、速やかに所属長（学生にあっては大学（学生課））を通じて、保健管理センター（内 5963）に報告すること。